

屋外広告物を設置している又は管理している皆様へ

愛知県建設部公園緑地課
平成 27 年 4 月

屋外広告物による公衆に対する危害の防止について

平成 27 年 2 月 15 日（日）北海道札幌市内において、ビルの外壁から看板が落下する事故が発生しました。（裏面参照）

つきましては、同様の事故の再発防止並びに屋外広告物による公衆に対する危害を防止するため、広告物を設置している方又は管理している方は、下記のとおり万全の措置を講じていただきますようお願いいたします。

記

1. 屋外広告物に関する各種法令及び基準を順守し、安全管理を徹底すること。
2. 屋外広告物の安全性に関する実効性のある点検を定期的を実施すること。
3. 設置後長期間が経過し、老朽化による倒壊、落下等の恐れがある広告物については、速やかに撤去、改修等適切な措置を講じること。

また、愛知県屋外広告物条例においては、第二条、第十三条、第三十六条において、屋外広告物の適切な管理についての義務が規定されていますので、ご留意ください。

愛知県屋外広告物条例抜粋（主な関係部分）

（広告物等の在り方）

第二条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、地域の良好な景観の形成に配慮されたものでなければならない。

（管理義務）

第十三条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

（広告主の責務等）

第三十六条 広告主（屋外広告業を営む者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は広告物若しくは掲出物件（以下この条において「広告物等」という。）の管理を委託する者をいう。以下同じ。）は、その委託に係る広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことがないようにするため、その広告物等の状況を適宜点検させる等当該広告物等の表示若しくは設置又は管理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※別添チラシの裏表紙 3（1）管理についてもご覧ください。

広告板落下事故の概要

発生日時：平成27年2月15日 13時55分ごろ

発生場所：北海道札幌市中央区北三条西2丁目飲食店ビル

被害者：重症1名

事故概要：ビルの外壁に緊結された看板の一部が落下し、当該建物に接する歩道
を通行していた歩行者の頭部に当たった。

落下した看板は縦約30cm、横約150cm、奥行約30cmの金属製で、約15mの高さに設置されていた。

原因：看板を外壁に緊結する部分が腐食したことにより強度が低下し、事故
当時吹いていた強風の影響により落下した可能性が考えられる。

